

4月児童館ガイド

★は申込制

大謝名児童センター TEL・FAX 897-4117

12月～17土	クラブ受付(第1希望)	10:00～17:30
13火	こいのぼり掲揚式	15:30～16:30
19月～24土	クラブ受付(第2希望)	10:00～17:30
26月～5/1土	クラブ開講式	各クラブ時間内

赤道児童センター TEL・FAX 892-3397

5月	ガーデニング	15:00～16:00
12月～17土	クラブ受付	10:00～12:00 13:00～18:00
19月～24土	クラブ開講式	各クラブ時間内
26月	こいのぼり掲揚式	16:00～16:30

大山児童センター TEL・FAX 890-0015

5月	おたのしみ会	14:00～15:00
19月	こいのぼり掲揚式	15:00～15:30
調整中	クラブ受付	調整中
調整中	クラブ開講式	調整中

新城児童センター TEL・FAX 892-8888

6火	映写会	15:30～17:00
10土	クラブ受付	10:00～
12月	クラブ受付(第2希望)	10:00～
16金	あらぐすく月1会	15:30～17:00
19月～23金	クラブ開講式	各クラブ時間内

我如古児童センター TEL・FAX 897-6767

3土～9金	クラブ受付	10:00～17:30
10土～16金	クラブ受付(第2希望)	10:00～17:30
19月～23金	クラブ開講式	各クラブ時間内
28水	こいのぼり掲揚式	16:00～16:30

長田児童館 TEL・FAX 892-3330

5月～9金	クラブ申し込み受付	10:00～17:30
10土	クラブ受付抽選日	13:30～15:30
19月～24土	クラブ開講式	各クラブ時間内
16金	一輪車検定	16:30～17:30

移動児童館じゃんけんぽん 4月

時間 14:00～17:00

宜野湾公民館 5(月)・19(月)	嘉数公民館 1(木)・15(木)
真志喜公民館 12(月)・26(月)	野高1区公民館 8(木)・22(木)
真栄原公民館 7(水)・21(水)	我如古公民館 2(金)・30(金)
嘉数ハイツ公民館 14(水)	普天間3区公民館 9(金)・23(金)
野高3区公民館 28(水)	普天間1区 16(金)

※スケジュールが急きょ変更になる場合があります。予めご了承ください。

問 赤道児童センター ☎892-3397

放課後クラブ(学童クラブ)の利用料の一部を助成します!

宜野湾市では、放課後児童クラブを利用している児童の世帯(市民税非課税世帯等)の経済的負担を軽減することを目的に、助成対象となる世帯に対して、一部助成を行います。

助成の対象者

宜野湾市に住所があり、放課後児童クラブを利用している児童の保護者で、次に該当する世帯が対象となります。

- ①児童扶養手当又は母子及び父子家庭等医療費助成受給者
- ②生活保護を受けている世帯
- ③市町村民税非課税世帯
- ④市町村民税の所得割が48,600円未満の世帯
(本市の保育料第3階層に相当する世帯)



- ⑤その他市長が認める世帯

※③、④に関して、各年度4・5月は前年度の課税(非課税)状況を、6月～3月は当該年度の状況により決定します。

助成金

放課後児童クラブの利用児童1人につき、令和2年3月利用分以降で、支払った1月あたりの利用料から5,000円を控除した額を対象とし、①～③は5,000円を上限に、④、⑤は3,000円を上限に助成します。

※助成金の対象となるもの(利用料+おやつ代)

※入会金、傷害保険料、延長保育料、行事費、教材費その他の保護者負担金は除く

申請

以下の書類等を持参し、宜野湾市役所こども企画課の窓口にて申請してください。利用後、複数月分をまとめて申請可能です。(助成金は口座に振り込みます。)

- ①申請書(窓口を設置又はHPでダウンロードすることができます)
- ②利用料を支払ったことを証明する書類(領収証、月謝袋の原本等)
- ③印鑑(シャチハタ不可)
- ④通帳又はキャッシュカードの写し

※利用月の翌月から数えて1年を過ぎると申請できなくなりますのでご注意ください。3～4カ月に1度は申請するようお願いいたします。

受付日時

8:30～11:45、13:00～17:00(土日・祝日は除く)

問 こども企画課 ☎893-4411(内線3432)

令和3年4月からの幼児教育・保育無償化の手続きについて

令和3年4月より幼児教育・保育の無償化を希望する方は、令和3年3月末までに申請手続きを行う必要があります。主な対象者は以下のとおりとなります。

対象者 保護者の共働き等、保育を必要とする事由があり、令和3年4月から以下の施設やサービスを利用する児童

- ①新制度に移行していない私立幼稚園
(午前の幼児教育のみ利用の場合、保育を必要とする事由は不要です)
- ②認定こども園・新制度に移行した私立幼稚園・宜野湾市立幼稚園
(1号認定で利用し、午後の預かり保育も利用する場合)
- ③新制度に移行した市立幼稚園・宜野湾市立幼稚園
(午後の預かり保育も利用する場合)

- ④無償化対応の届出をしている認可外保育施設

- ⑤一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業

※0歳児～2歳児クラス(平成30年4月2日以降に生まれた児童)については住民税非課税世帯のみが対象

※①②③を利用予定の場合、園へ申請書類の配布と回収をお願いしています。

※保育を必要とする事由としては、就労等に月64時間以上従事していることが要件となります。

※通園送迎費、行事費などは、これまでどおり保護者負担になります。

問 子育て支援課 ☎893-4156

宜野湾市役所

☎893-4411(代表)

問：問合せ

申：申し込み先